

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

令和2年5月7日

岡山市消費生活センター
消費者教育支援係

電話：086-803-1105



5月は 消費者月間です。

消費者庁

豊かな未来へ

「もったいない」から始めよう！

5月18日は「188の日」だよ！

188 消費者ホットライン

5月は消費者月間

Q 消費者月間 検索

※この情報は岡山県庁ホームページに掲載されています。

趣旨

2019年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組み、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

食品ロスの削減には、一人一人の消費者が、「もったいない」という考え方の下で、必要な量だけ購入して食べきるという実践が大切です。また、食品ロスの問題を手始めとして、自らの日々の消費が現在及び将来の社会や環境等とつながっていることをより多くの消費者が意識し、持続可能な社会づくりに積極的に参画いただくことが期待されます。そこで、消費者が、事業者、地方公共団体、国などとも連携しながら、食品ロス削減を始め、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていただくきっかけとなるよう、令和2年度の消費者月間においては、「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」を統一テーマとして掲げます。

※消費者庁 news release より

消費者トラブル相談

- Q1：安かったのでスマホからサプリメントを注文した。送られてきた商品の中に書類があり、そこで定期購入が条件であることがわかった。解約を申し出たが断られた。高額で払えない。
- Q2：SNSのサイトに表示された10円のダイエットサプリメントを注文したが、後で定期購入であることがわかった。〇〇日以内なら無料でキャンセルとあるので電話をしたが「緊急事態宣言に伴う営業自粛のため受付時間を短縮しています」の案内ガイダンスが流れるだけでつながらない。キャンセルフォームからも解約申し出したが送信できたかどうか不安である。
- A：SNSなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は複数回買わなければいけない定期購入が条件だったという相談が寄せられています。申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。また、通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。詳しくは、令和2年2月26日発行の本紙をご覧ください。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



※QRコードの商標はデンソーウェブの登録商標です。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

月～金 9時～16時(祝日、年末年始を除く)